

平成28年2月29日

宮城県議会議長 安部 孝 殿

東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除
ならびに介護保険利用者負担減免に関する請願書

紹介議員

ゆきみゆき
遠藤 いく子
奥谷 義彦
菅間 進

1 請願の要旨

東日本大震災から間もなく5年が経過いたします。大震災の被災者に対する医療費一部負担金の免除ならびに介護保険利用者負担減免措置につきましては、国が平成24年10月1日以降、既存の国の財政調整交付金の仕組みに変更する中で、県内各自治体は被災者の国保、介護保険、後期高齢者医療、障害者福祉サービスの一部負担金の免除措置を対象限定で継続してきました。

私たちは、被災者のいのちと健康を守り、生活再建をすすめるうえで、被災者に対する医療費の一部負担金免除措置と介護保険利用者負担減免措置の継続が平成28年度以降も不可欠であるとの認識のもと、宮城県として以下の対応をとられますよう請願いたします。

一、被災者に対する医療費の一部負担金免除措置と介護保険利用者負担減免措置が継続されるよう、宮城県独自の財政支援措置を講ずること。

一、国に対し、必要な財政支援を働きかけること。

2 請願の理由

現在、市町村国保への国の補助は、①災害等で医療費負担が震災前より3%以上増加した市町村国保への財政調整交付金による10分の8以内の財政支援と②医療費増が著しい被災地市町村国保への財政調整交付金による追加の財政支援（平成25～27年度）の2つの財政支援が行われています、①については医療費増が3%以上増加した市町村が免除を継続すれば国の8割負担が継続されます。②の追加の財政支援についても、平成27年度までの被災地特例措置としてはとりあえず終了となります、平成28年度について厚労省は「検討中であり、確定するのは28年12月頃で、全国の動向を見て決める」と答えています（県の国保医療課への問い合わせ）。県内各自治体としては、現行の免除制度を継続し、国に対しても追加支援の継続を強く求めることが被災者に寄り添い、生活再建をすすめる

糧となります。

震災からまる5年を迎えるとしている現時点でもなお、被災者の方々の生活再建はまだ途上にあり、仮設住宅後の住まいの確保の問題でも困難を抱えたままの被災者が多数存在します。自宅再建、災害公営住宅への入居が実現した方々にはそれぞれ住宅ローンと家賃負担が発生し、災害公営住宅への入居もかなわず民間賃貸住宅への転居を促されても家賃負担に二の足を踏み、いまだ仮設住宅から移れない方々も少なくありません。「特定延長」制度を導入した自治体に住む被災者にとっては、今春から家賃負担に加えて医療費の一部負担まで覆いかぶさるとなると生活設計にも大きな影響を与えることになります。県による意向調査に、既に今年度一杯で免除打ち切りと表明した自治体もある中、また後期高齢者広域連合においても同様の決定が出されておりますが、被災者のいのちと健康を守り、生活再建をすすめる立場で今一度の検討を促されるよう、県議会からの働きかけをお願いするものです。

以上のとおり請願いたします。

(請願者)

住所 〒980-0804 仙台市青葉区大町2丁目5-10-305
団体名 東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター
氏名 紅島 不二雄 
電話番号 022-399-6907

住所 〒980-0022 仙台市青葉区五橋1-5-13
団体名 宮城県社会保障推進協議会
氏名 刈田 啓史郎 
電話番号 022-223-0566

住所 〒980-0014 仙台市青葉区本町2-1-29
団体名 宮城県保険医協会
氏名 井上 博之 
電話番号 022-265-1667

住所 〒984-0032 仙台市若林区荒井字広瀬東29 荒井東公営住宅1-301
団体名 荒井東公営住宅自治会
氏名 大橋 公雄 

住所 〒984-0835 仙台市若林区今泉字久保田東32-30
団体名 七郷中央公園仮設住宅自治会
氏名 佐藤 隆 

住所 〒984-0037 仙台市若林区蒲町字南78
団体名 東通仮設住宅町内会
氏名 安達 董 